

◎ 取扱金融機関等

飯能市役所内指定金融機関派出所

埼玉りそな銀行 りそな銀行
武蔵野銀行 東和銀行
飯能信用金庫 青梅信用金庫
埼玉縣信用金庫 西武信用金庫
中央労働金庫 いるま野農業協同組合
以上の各本支店

ゆうちょ銀行・郵便局〔埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局〕

※ゆうちょ銀行・郵便局では納期限を過ぎたものは取扱いできません。

納期限後の納付

納期限の翌日から1か月を経過する日までは、年7.3%、その翌日からは、年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）で計算した額の延滞金が増加されます。